

## 南九州市新庁舎建設検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 本市の新庁舎建設計画の策定に当たり、市民等の幅広い意見を反映させるため、南九州市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 新庁舎建設の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

### (組織及び任期)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体から推薦された者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、会議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、公開しないことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、新庁舎建設推進課において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず市長が招集する。

(南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年南九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 いじめ問題調査委員会の項の次に次のように加える。

新庁舎建設検討委員会	識見委員	〃	20,000
	委員長	〃	4,750 ただし識見委員が兼ねるときは、委員長の報酬は支給しない。
	委員	〃	4,650

(失効)

4 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。